

教育警察常任委員会

付託議案審査

議案第61号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」

- ・ **資料1** 議案第61号「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案」……………1頁

所管事項調査

1 『平成29年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における事務事業等の見直しについて

- ・ **資料2** 『平成29年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における事務事業等の見直しについて（県有施設の見直し）……………4頁

2 犯罪情勢について（平成29年中）

- ・ **資料3** 犯罪情勢（平成29年中）……………5頁

3 交通事故情勢（平成29年中）と抑止対策について

- ・ **資料4** 交通事故情勢と抑止対策……………6頁

4 テロ対策パートナーシップの活動状況について

- ・ **資料5** テロ対策パートナーシップの活動状況……………7頁

5 警備部「警衛対策課」の新設について

- ・ **資料6** 警備部「警衛対策課」の新設について……………8頁

平成30年3月

警察本部

議案第 61 号 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
の一部を改正する条例案」

1 改正に至る経緯

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）の一部改正により、住居系用途地域の一類型として新たに創設される「田園住居地域」について、住居集合地域として良好な風俗環境の保全を図る必要性が生じた。

また、昨今のインターネット社会の発展に伴い、ぱちんこ店等において、その広告・宣伝の多くにホームページや会員メール等のインターネットを活用しているが、現行条例では、ぱちんこ店等による著しく射幸心をそそるおそれのある広告宣伝等の規制範囲は「営業所」に限定されており、インターネット上等において行われる行為までは規制できない状況である。

以上のことから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例を改正する必要性が生じたものである。

2 改正内容

(1) 田園住居地域の創設に伴う改正

ア 風俗営業の許可に係る営業制限地域に、「田園住居地域」を追加する。

イ 風俗営業、特定遊興飲食店営業及び深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制数値について、「田園住居地域」についても第一種低層住居専用地域等と同じ規制数値とする。

ウ 深夜酒類提供飲食店営業の禁止地域に、「田園住居地域」を追加する。

(2) インターネット上をはじめ営業所外における広告・宣伝に対する規制の拡充

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する営業（まあじゃん営業、ぱちんこ営業及びゲームセンター等営業）を営む風俗営業者並びに特定遊興飲食店営業者の遵守事項である「賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をしてはならない」規定の規制範囲について、「営業所で」という語句を「営業に関し」に改めることで、インターネット上をはじめとした営業所外における行為も規制対象とする。

(3) ゲームセンター等に対する年少者の立入りの制限に関する語句の修正

16 歳未満の保護者同伴規定に係る規制時間について、「午後 6 時後」を「午後 6 時以後」に修正し、風営法で規制する 18 歳未満の立ちらせ制限時間である「午後 10 時から」と同じ午後 6 時自体を含む表現とする。

3 今後の予定

平成 30 年 4 月 1 日施行

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

(風俗営業の許可に係る営業制限地域)

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

第三条 法第四条第二項第二号の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

- 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域

二 (略)

二 (略)

2 (略)

2 (略)

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)

(風俗営業等に係る騒音及び振動の規制数値)

第六条 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

第六条 法第十五条（法第三十一条の二十三及び法第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める騒音に係る数値は、次の表の上欄に掲げる地域ごとに、同表の下欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
第二種中高層住居専用地域	シベル	ベル	ベル
第一種住居地域			
第二種住居地域			
準住居地域			
田園住居地域			
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル

地域	数値		
	昼間	夜間	深夜
第一種低層住居専用地域			
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域	五十五デシベル	四十デシベル	四十デシベル
第二種中高層住居専用地域	シベル	ベル	ベル
第一種住居地域			
第二種住居地域			
準住居地域			
商業地域	六十五デシベル	五十五デシベル	五十デシベル
その他の地域	六十デシベル	五十デシベル	四十五デシベル

備考

備考

一 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居

一 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居

専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「田園住居地域」及び「商業地域」とは、都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。

2 (略)

(風俗営業者の遵守事項)

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 四 (略)

五 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業
者(以下この条において「第四号営業者」とい
う。)及び同項第五号の営業を営む風俗営業者
は、営業に關し、賭博類似行為その他著しく射
幸心をそそるおそれのある行為をし、又は営業
所で客にこれらの行為をさせないこと。

六・七 (略)

(年少者の立入りの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業
業者は、午後六時以後午後十時前の時間において
十六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせる
ときは、保護者の同伴を求めなければならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十六条 法第三十三条第一項に規定する酒類提
供飲食店営業は、都市計画法第二章の規定により
定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層
住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二
種中高層住居専用地域及び田園住居地域において
は、深夜これを営んではならない。

専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」及び「商業地域」とは、都市計画法第二章の規定により定められた地域をいう。

2 (略)

(風俗営業者の遵守事項)

第七条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しな
ければならない。

一 四 (略)

五 法第二条第一項第四号の営業を営む風俗営業
者(以下この条において「第四号営業者」とい
う。)及び同項第五号の営業を営む風俗営業者
は、営業所で賭博類似行為その他著しく射幸心
をそそるおそれのある行為をし、又は客にこれ
らの行為をさせないこと。

六・七 (略)

(年少者の立入りの制限)

第八条 法第二条第一項第五号の営業を営む風俗営業
業者は、午後六時以後午後十時前の時間において十
六歳未満の者を営業所に客として立ち入らせると
きは、保護者の同伴を求めなければならない。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第二十六条 法第三十三条第一項に規定する酒類提
供飲食店営業は、都市計画法第二章の規定により
定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層
住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第
二種中高層住居専用地域においては、深夜これを
営んではならない。

『平成29年度「第二次三重県行財政改革取組」の進捗状況』における
事務事業等の見直しについて(県有施設の見直し)

施設名	見直しの考え方	見直しの方向性	所管部局名
旧職員公舎等(37施設) <直営>	当該施設は、警察職員向けの公舎等として建設されたものであるが、現在は老朽化等によりその用途を廃止している。 維持管理費が必要となっていることから、建物付きで売却可能な物件があれば、処理を進めることを検討する。	建物付きで処分可能な物件について積極的に処理検討	警察本部

見直し対象施設一覧

No	名称	所在地	経年	土地の所有	備考
1	池ノ脇住宅	いなべ市員弁町	47	三重県	
2	池ノ脇住宅2号館		39	三重県	
3	河原田住宅1号館	四日市市河原田町	52	三重県	
4	河原田住宅2号館		52	三重県	
5	御殿場住宅	津市藤方	45	三重県	
6	森住宅	津市森町	45	三重県	
7	若葉町住宅	松阪市若葉町	46	三重県	
8	ベルハイツ松阪	松阪市上川町	51	三重県	
9	船津第一住宅	鳥羽市船津町	47	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
10	船津第二住宅		47	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
11	泉第二住宅	尾鷲市泉町	41	三重県	
12	向井住宅A	尾鷲市大字向井	38	三重県	
13	向井住宅B		37	三重県	
14	四十九住宅	伊賀市四十九町	43	三重県	
15	旧鳥羽警察署	鳥羽市船津町	47	三重県	
16	旧鳥羽警察署署長公舎		47	三重県	旧鳥羽警察署と同一敷地内
17	旧南島幹部交番	南伊勢町村山	49	三重県	
18	警察学校校長公舎	津市高茶屋	48	国	警察学校敷地内
19	警察学校職員住宅		48	国	警察学校敷地内
20	多度住宅	桑名市多度町	45	桑名市	
21	旧神田公舎	東員町大字六把野新田	25	東員町	東員町へ無償譲渡
22	旧大長公舎	東員町大字長深	20	東員町	東員町へ無償貸付中
23	玉垣住宅A	鈴鹿市南玉垣町	48	鈴鹿市	
24	玉垣住宅B		48	鈴鹿市	
25	塔世寮	津市高洲町	46	津市	
26	妙法寺住宅	津市安濃町妙法寺	45	津市	
27	大谷住宅A	松阪市上川町	49	松阪市	
28	大谷住宅B		47	松阪市	
29	大谷住宅C		45	松阪市	
30	旧穂原警察官駐在所	南伊勢町伊勢路	40	南伊勢町	
31	旧城田警察官駐在所	伊勢市上地町	27	J A伊勢	
32	親明寮	鳥羽市安楽島町	35	鳥羽市	
33	紀伊長島住宅	紀北町紀伊長島区	46	紀北町	
34	東田原住宅A	名張市東田原	40	名張市	
35	東田原住宅B		40	名張市	
36	東田原第二住宅A		44	名張市	
37	東田原第二住宅B		44	名張市	

犯罪情勢（平成29年中）

1 刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
	(件)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比	(%)	前年比
刑 法 犯	13,346	-766	5,717	+1,160	2,193	+34	42.8	+10.5
重 要 犯 罪	85	-13	80	-15	59	-5	94.1	-2.8
殺 人	9	+3	10	+4	9	+4	111.1	+11.1
強 盗	15	-8	12	-8	12	-5	80.0	-7.0
放 火	9	+4	8	+4	6	+3	88.9	+8.9
強 制 性 交 等	13	-1	19	+3	10	-2	146.2	+31.9
略 取 誘 拐 ・ 人 身 売 買	3	+1	2	±0	3	+1	66.7	-33.3
強 制 わ い せ つ	36	-12	29	-18	19	-6	80.6	-17.3
重 要 窃 盗 犯	1,681	-266	1,412	+344	111	-35	84.0	+29.1

※強制性交等には、平成29年7月13日刑法改正前の強姦の認知・検挙を含む。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びびすりをいう。

2 特殊詐欺

	認知件数		被害額		検挙件数		検挙人員	
	(件)	前年比	約(万円)	前年比	(件)	前年比	(人)	前年比
総 数 (額)	205	+41	30,550	-21,410	29	+11	14	-3
振 り 込 め 詐 欺	200	+54	28,280	-6,740	29	+12	14	-2
振 り 込 め 詐 欺 以 外	5	-13	2,270	-14,670	0	-1	0	-1

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺をいい、振り込め詐欺以外の特殊詐欺とは、金融商品等取引名目詐欺、ギャンブル必勝法情報提供名目詐欺、異性との交際あつせん名目詐欺、その他詐欺をいう。

※被害額は、各手口別の被害金額を調整せず四捨五入により表記しているため、合計に誤差が生じる場合がある。

3 暴力団犯罪

	検挙件数		検挙人員		暴力団勢力			
	(件)	前年比	(人)	前年比	団体数		構成員等数	
総 数	673	+448	140	-11	H27末	H28末	H27末	H28末
刑 法 犯	589	+450	97	-11	24	22	650	460
特 別 法 犯	84	-2	43	±0				

4 薬物事犯

	検挙件数				検挙人員			
	(件)	前年比	うち暴力団	前年比	(人)	前年比	うち暴力団	前年比
総 数	196	+10	78	+2	117	-12	38	-9
覚 せい 剤 取 締 罪 法 違 反	167	+16	73	+8	99	-7	37	-5
そ の 他	29	-6	5	-6	18	-5	1	-4

※その他とは、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、医薬品医療機器法（旧薬事法）をいう。

5 来日外国人犯罪

	検挙件数		検挙人員		国籍別検挙状況(上位)		
	(件)	前年比	(人)	前年比		件数	人員
総 数	193	+20	99	+15	ベトナム	29件(15.0%)	25人(25.3%)
刑 法 犯	150	+36	71	+20	中 国	71件(36.8%)	22人(22.2%)
特 別 法 犯	43	-16	28	-5	ブラジル	51件(26.4%)	16人(16.2%)

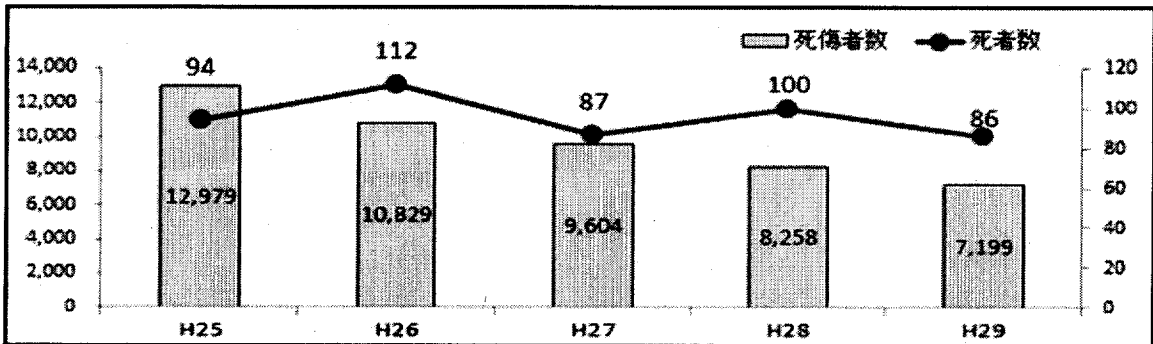
※来日外国人とは、我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいう。

交通事故情勢（平成29年中）と抑止対策

1 交通事故情勢（過去5年・12月末）

(1) 交通事故発生状況

	H25	H26	H27	H28	H29	前年比	減少率
人身事故数	9,804	8,100	7,169	6,038	5,441	-597	-9.9
死亡事故数	90	109	86	98	83	-15	-15.3
死傷者数	12,979	10,829	9,604	8,258	7,199	-1,059	-27
死者数	94	112	87	100	86	-14	-14.0
負傷者数	12,885	10,717	9,517	8,158	7,113	-1,045	-12.8



(2) 平成29年中の交通死亡事故の特徴

- 高齢者が4割以上を占める ～ 37人(43.0%)
- 交通弱者（歩中・自転車中）が約5割を占める ～ 41人(47.7%)
- シートベルト非着用者が約6割を占める
～ 四輪乗車中死者35人中、20人(57.1%)
- 飲酒運転が増加
～ 原付以上第1当事者の事故71件中、5件(7.0%)、前年比4件増加

2 抑止対策

重点4Sプラスワン対策の推進

高年齢者の交通事故防止対策(Silver)

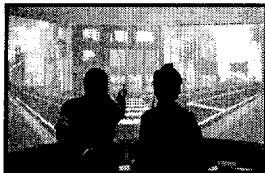
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 高齢運転者に対する個別指導

シートベルト着用促進対策(Seatbelt)

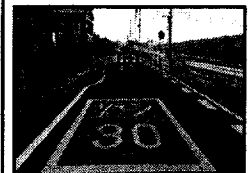
- シートベルト着用義務違反の取締り強化
- シートベルト着用推進モデル事業所等の拡大

歩行者の交通事故防止対策(プラスワン)

- 「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」の推進
 - ・ 自動車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え
 - ・ 夕暮れ時等における早めのライト点灯
 - ・ 歩行者、自転車利用者の夜光反射材用品の着用促進
- 「歩行者にやさしい三重づくり作戦」の推進
 - ・ 「歩道・横断歩道では、人優先」の広報
 - ・ 交差点関連違反の取締り強化



【歩行環境シミュレータ】

【ゾーン30】
(四日市市)

飲酒運転根絶対策(Sake)

- 飲酒運転の取締り強化
- ハンドルキーパー運動推進事業所・推奨店の指定

速度抑制対策(Speed)

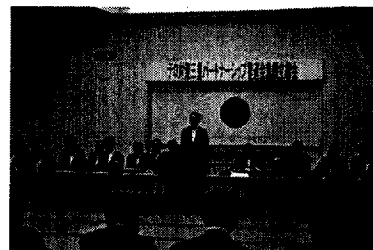
- 最高速度違反の取締り強化
- 生活道路対策「ゾーン30」の整備

テロ対策パートナーシップの活動状況

1 概要

伊勢志摩サミットを契機に、平成27年10月に官公庁、ライフライン、公共交通機関、大規模集客施設等で構成するテロ対策パートナーシップを設立

現在、参画機関は、県本部版及び各地域版（18警察署ごとに設置）を合わせて約580機関が参画

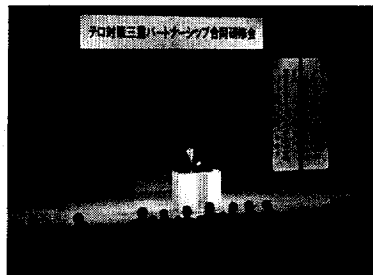


2 活動状況

「テロを許さない社会・地域づくり」を基本理念にテロの未然防止に向けた各種対策を推進

(1) 定例会

県本部版及び18の地域版がそれぞれ毎年1回、最近のテロ発生状況の説明、取組事例の発表等、参画機関相互の情報共有を図ることを目的に開催



(2) 研修会

毎年1回、県本部版と各地域版合同による研修会を開催して、有識者による講演を行っているほか、事業者における職員対象の研修会に警察官を派遣してテロ対策に係る講話を実施

(3) テロ対策訓練

テロ対処能力の向上を目的とした想定訓練の実施



(4) 広報啓発活動

リーフレット等を作成・配布し、参画機関を始め県民に対して、各種イベントやキャンペーン等、あらゆる機会を活用した広報啓発を実施

(5) みテますキープ制度

県本部版及び各地域版パートナーシップごとに、約6か月間、テロ対策活動を重点的に取り組むモデル事業所を指定し、主体的なテロ対策を促進する制度を今年度から新たに実施



3 参画機関の取組状況

職員向けの研修会、教養のほか、警戒看板の設置や電光掲示板を活用したテロ防止対策、巡回等の見せる警戒を積極的に取り組むなど、参画機関のテロに対する警戒意識・危機意識が向上

4 今後の取組

東京オリンピック・パラリンピック競技大会や、当県で開催される高校総体や三重とこわか国体等の安全安心な開催に向け、引き続きテロ対策パートナーシップを中核とする官民一体のテロ対策を鋭意推進

<p align="center">警備部「警衛対策課」の新設について</p>	<p align="center">平成30年3月12日 三重県警察本部</p>
<p>1 所掌事務 警衛に関すること</p> <p>2 設置理由</p> <p>○ 県内で警衛が必要となる諸行事の連続開催 県内では、本年に全国高等学校総合体育大会が、3年後の2021年に第76回国民体育大会「三重とこわか国体」及び第21回全国障害者スポーツ大会「三重とこわか大会」が開催予定である。 これらの行事には、通例として天皇陛下や皇族が御来県されることから、警察における警衛に関する事務が円滑に推進できるよう組織体制の強化を図る。</p> <p>3 体制 課長以下33名体制（予定）</p> <p>4 設置時期 平成30年4月1日</p>	

組 織 図

